

資料提供	
令和3年5月14日	
担当課	商工振興課
担当者	尾崎、高垣、石坂
電話番号	073-441-2742

「和歌山県営業時間短縮要請協力金」〔第1期〕 5月17日（月）より申請受付開始！

令和3年4月22日（木）から5月11日（火）までの間、県の営業時間短縮要請にご協力いただいた和歌山市内の飲食店等の事業者の皆さまに支給する「和歌山県営業時間短縮要請協力金」の申請受付を令和3年5月17日（月）から開始します。

※令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）までの県の営業時間短縮要請に係る協力金〔第2期〕の受付は、令和3年5月31日以降に開始予定です。詳細は別途お知らせします。

- ◆ **申請期間** 【郵 送】 令和3年5月17日（月） ～ 7月30日（金）当日消印有効
【WEB】 令和3年5月28日（金）9時予定 ～ 7月30日（金）23時59分

≪郵 送≫ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請

≪WEB≫ パソコンやスマートフォン等によりホームページからの申請

- 申請要領・申請書は、和歌山県庁、和歌山市役所、和歌山商工会議所など（別添参照）で5月17日（月）から配布します。

- 下記ホームページでも5月17日（月）9:00からダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin.html>

- ◆ **問合せ** 『和歌山県営業時間短縮要請協力金事務局』（5/17 開設）

0120-258-756 9:00～17:00（土日祝除く）

≪協力金の支給要件≫ 次のいずれの要件も満たす事業者（詳細は申請要領をご参照ください。）

- （1）和歌山市内において、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を取得して営業を行っている店舗（本社が和歌山県外にある場合も含む。）であること。
- （2）通常の営業時間が、21時から翌日の5時までの時間帯を含んでいた店舗が、要請期間中、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとしていたこと。
※対象店舗が、要請に応じて、休業していた場合も対象になります。
※準備等のため、協力開始が4月23日以降であっても、支給対象となります。ただし、営業時間短縮又は休業を開始した日から、5月11日まで連続して営業時間短縮又は休業していたことが必要です。
- （3）業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。
- （4）営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、又はそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側等に掲示していたこと。

≪協力金の支給額≫ **1店舗当たりの金額＝下記の1日当たりの支給額×協力日数**

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 （1日の売上高の3割）	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		
大企業（売上高減少額による方法）		【計算式】1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能

※通常の定休日は、協力日数に含みません。

※要請期間の全期間を営業時間短縮又は休業に協力いただいた場合、最大400万円の協力金を支給します。
売上高減少額による方法で算定した場合で、売上高減少額がなかった場合には、協力金の支給はありません。